# 注 文 書

(株)プレック研究所

御中

東京都豊島区東池袋2-23-2 株式会社建設環境研究所 代表取締役社長 川鍋 範廣

以下の通り、裏面の契約条項により、注文いたします。 注文請書の到達により、契約が成立します。

合計金額	638,000 円	( 氵	(消費税 58,000 円を含む)		
	品 名		数量	金額 (税抜き)	
福島県国営追悼・	祈念施設管理運営検討等業務				
パース作成他業務	Ş		一式	580,000	
		:			

納品場所: 弊社 本社

希望納期: 2025年3月25日

支払期日: 納品締切後50日

	·	

## 契約条項

## (注文書及び注文請書)

 注文者を甲、請負者をことする。甲は、注文書及び指示書等の資料 (以下『仕様書類』という)により、個々の業務契約の内容をこに 提示し、こは、受託の証として注文請書を提出する。

## (乙の養務)

 乙は注文書及び仕様書類に基づき、所定の期限内に契約した成果 品又は被務の提供を完了しなければならない。

#### (守秘義務)

 乙は、業務上知り得た事項を他人に満らしてはならない。また、甲の 許可なく成果品(業務の過程で得られた配録等を含む)を他人に 閲覧させ、複写させ、又は酸液してはならない。

なお、本項の定めは、業務終了後も効力を有するものとする。

#### (貸与品等の取扱)

4. 乙は、業務に必要な物品・資料等を甲から貸与された場合は、注意をもって保管し、紛失、破職等が生じないようにしなければならない。 貸与品は、委託契約範囲外の加工・利用・複写・複製を一切行わないものとする。当該業務終了後は、貸与品を速やかに甲に返却し、 手元に一切機さないものとする。

## (再委託の禁止)

5. 乙は、甲の許可無く業務の処理を他へ委託してはならない。 本条に基づき再委託をした場合であっても、当該再委託により乙の 本契約に基づく義務及び責任は軽減又は免除されないものとし、 当該第三者の責に帰すべき事由は全て乙の責に帰すべき事由と みなす。

## (安全管理)

6. 乙は、現地作業等の実施に当たり事故等が発生しないよう労働安全衛生法、並びに甲の「安全管理の手引き」に基づき、安全管理の 後底を図り、指導に努めなければならない。

乙は、現地作業中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告 すると共にこの責任において必要な措置を課じなければならない。

## (換審賠償)

 この過失により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のため に生じた経費は、こが負担するものとする。

## (納品等)

8. 乙は、納期までに甲の受入検査を受け、成果品を納品しなければならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、この負担で変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。

変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。 ならない。甲は納品後7日以内に受入検査をするものとし、受入検査の結果、成果品が仕様書類と適合しない場合は、乙の負担で変更、修正を行い、再度、甲の受入検査を受けるものとする。 受入検査の結果、合格となった場合、乙は支払請求書を甲へ提出する。なお、委託代金は銀行振込により支払うものとし、振込手数料は乙が負担するものとする。

#### (契約不適合責任等)

9. 成果品が契約の内容に適合しないものであった場合は受入検査合格後であっても、乙は、成果品の引渡しの目から6か月以内は、成果の不適合を補稼をし、かつ、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

履行の追究を催告したにもかかわらずこれがない場合は、甲は 不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

#### (契約の解除)

- 10. 甲は、下配に該当する理由があるときは、何らの儲告を要せず、契約の 全部又は一部を解除することが出来る。
  - イ) 乙が、正当な理由なくして期間内に契約事項を履行出来ないとき。
  - ロ)乙が、契約の解除を申し出たとき。
  - ハ)検査に不合格で、指定した期限内に合格する成果品を輸入できないとき。
  - 二)本契約に速反し、その速反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲の受けた損害金の 全部を賠償しなければならない。

#### (成果物の使用)

11. 本業件の成果物について、階負者は注文者へ使用を許斯するものとする。 使用目的: 淀川舟運活性化方策計画業務 使用範囲: 淀川舟運に関連するポスター、動画 使用期間:2025年10月31日まで

## (反社会的勢力の排除)

12. 甲および乙は、それぞれに役員もしくは従業員が反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力と評価される団体又は人(国又は公共団体の機関によって評価された場合を含む)と関係を有し、又はそれらの名称を使用したり、名称の影響力を利用しない。甲、乙の一力がこの契約に達反した場合には、そのことを理由として他力当事者は何らの通知、僧告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

## (その他)

- この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 模法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。

に、直ちに本契約を解除することができる。

## (その他)

- 13. この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは 甲乙協議して解決する。
- 14. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の消費税率により計算する。